

沼田市浄化槽設置事業費補助金 申請に関する注意事項

(R6.4.1改定)

沼田市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽を設置しようとする個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。申請を行う際は、沼田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び本注意事項を確認の上、書類の作成等を行ってください。

1 交付要綱に係る補足説明

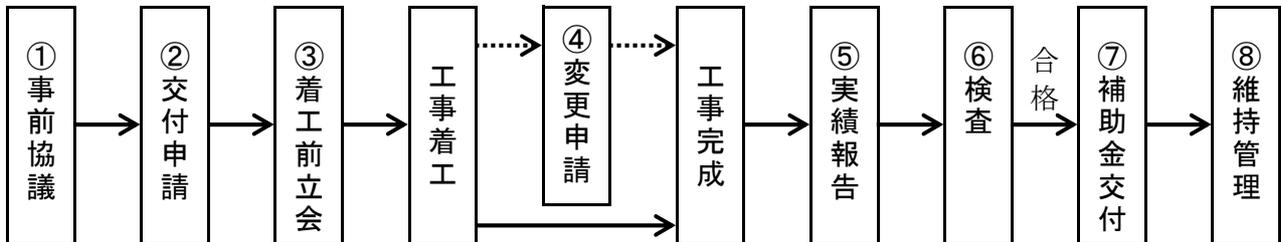
- ①次のような事例は交付要綱第2条「専用住宅」に該当しないと判断されます。
- ・ 宿泊施設関係、医療施設関係、寄宿舍（将来的な計画がある場合も含む）
 - ・ 申請者が個人でない住宅
 - ・ 継続して生活及び居住しない住宅（別荘等）
 - ・ 建売住宅販売及び展示目的の専用住宅（ただし浄化槽設置工事の着手前に建物の売買契約が締結された場合のみ建物購入者（個人）を補助対象者とする）
- ②交付要綱第2条の宅内配管工事
住宅の家屋外（家屋外壁より外側）の配管工事とするものです。
（浄化槽への流入、浄化槽から最終放流先まで）
- ③公共下水道等の計画区域内で浄化槽の転換設置に伴う沼田市浄化槽設置事業費補助金の申請を検討する場合は、事前に上下水道整備課に必ず問い合わせ下さい。
（交付要綱の例外措置として、補助金の交付対象になる場合があります。）
- ④次のような事例は交付要綱第4条「その他市長が不相当と認める者」と判断されます。
- ・ 専用住宅の新築又は改築（建替え）に伴い浄化槽を設置する場合
 - ・ 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない場合
 - ・ 専用住宅以外の建築物から出る排水を処理するために設置する場合
 - ・ 市税、水道料金等を滞納している場合
 - ・ 浄化槽付き専用住宅を販売又は賃貸を目的とする場合
 - ・ 専用住宅に継続的に居住すると認められない場合
 - ・ 「共有名義の専用住宅の場合は、他の名義人」、「住宅等を借りている者の場合は賃貸人」の承諾を得られない場合
 - ・ 過去に補助金の交付を受けて設置した浄化槽の設置替えとなる場合
 - ・ 浄化槽で処理する排水の中に、し尿が含まれていない場合
 - ・ 補助金交付申請前及び着工前立会い以前に浄化槽設置工事に着手した場合。
 - ・ 公共事業に係わる浄化槽又は単独浄化槽等の補償を受けて浄化槽を設置する場合
 - ・ その他浄化槽法の内容に反する時
 - ・ 交付要綱に定められた必要書類を提出することができない場合
- ⑤交付要綱第5条補助金額について
宅内配管工事に要する費用については、見積金額を千円未満切捨てた金額とし、宅内配管費補助額30万円のいずれか低い額を補助額とする。
（浄化槽本体、単独浄化槽撤去・処分費、浄化槽設置費は除く。）

※令和6年度より新規設置に伴う補助金は廃止となりました。

2 書類提出に係る注意事項

補助金の交付を受けるには、工事着手14日前に補助金交付申請書、事業途中に申請内容の変更が生じる場合には変更承認申請書、工事完了後に実績報告書、事業確定後に請求書を提出しなければなりません。

浄化槽設置事業費補助金事業の流れ



① 事前協議

- (1) 補助金の交付対象地域、補助対象者、浄化槽本体、建物などの各要件に該当するかを沼田市ホームページ又は沼田市役所上下水道整備課に確認してください。
 - (2) 問合せは電話でも対応しますが、補助対象区域の確認は場所の間違いが無いようにするため、沼田市役所上下水道整備課窓口で確認してください。
 - (3) 補助金の受付をしているか確認してください。
 - (4) 国、県、市の所有地又は管理地にある側溝等へ新規に排水管を設置する場合、管理者と事前協議をし必要であれば許可を得てください。
 - (5) 基礎コンクリートに工場製品を使用する場合は、仕様書・構造計算書等の書類が必要となりますので、必ず事前協議にて詳細を確認してください。
- ※ 窓口で確認を行う場合、対応職員が不在となる場合がありますので事前に電話で訪問予約を取っていただくと、よりスムーズに確認ができます。

② 交付申請

提出書類一覧表（提出部数1部）

No.	項目	注意事項
1	補助金交付申請書	必要事項を記入
2	収支予算書 (宅内配管補助を受ける場合) 見積書及び内訳書の写し	浄化槽工事と宅内配管工事（材料費、設置費）の別が分かるもの (※宅内配管費補助金を申請する場合)
3	浄化槽設置届出書の写し 又は建築確認済証の写し	変更届がある場合は、変更分含めすべて添付。 浄化槽設置届は、沼田市役所上下水道整備課・沼田土木事務所又は沼田市役所建築住宅課が確認したものの写しを添付。
4	環境保全に関する誓約書の写し	作成日が記入されているか
5	型式適合認定書（構造認定、型式認定、型式適合認定及び同認定図面）	申請書の型式と合っているか・期限が切れていないかを確認
6	各種図面(案内図・配置図・平面図)	印字が鮮明で内容が確認できるもの。転換設置の場合、配置図に既設単独処理浄化槽等の位置を明示。放流先が地下浸透の場合は配置・構造・配置の寸法が分かるよう図面に明記及び書類を添付
7	各種承諾書	賃貸人本人の自筆、押印であるか
8	工事請負契約書の写し 又は瑕疵担保に関する誓約書の写し	作成した日は、記入されているか 押印はされているか

9	浄化槽登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）、保証登録証（市町村用）	
10	浄化槽設備士免許状の写し	昭和62年度以前に免許を取得された方は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を受講した修了証の写しも合わせて添付
11	誓約書（法定検査の受検など）	申請者本人の自筆、押印であるか
12	委任状	申請者本人の自筆、押印であるか
13	沼田市役所税務課が発行する完納証明書（他の区市町村が発行する完納証明書等）	証明書は発行から30日以内であるか。沼田市の納税履歴が無く完納証明書等が発行できない場合、現住所地又は直近の住所地の市区町村発行の完納証明書等とする。ただし、完納証明書が発行する制度が無い場合は前年度分の納税証明書に代える。また、税金の滞納が無く課税もされていない場合は非課税証明書とする。
14	新規に側溝等に放流する場合、占用等許可書の写し	国、県、市有地（管理地）にある側溝等へ新規に排水管を設置する場合に必要
15	既設単独処理浄化槽・くみ取り槽の状況が分かる写真	転換設置の場合に添付

- (1) 補助金交付申請書の受付期間は、受付開始日から当該年度の12月最終開庁日までです。
また、当該年度に予定した予算が終了した場合は受付期間内であっても終了となります。予算状況等は、申請前に確認をしてください。
- (2) 設置方法には新規設置と転換設置の2種類があります。転換設置の場合は、追加の添付書類もあるので注意してください。
- (3) 代理申請者（担当者名）、施工会社、浄化槽設備士の連絡先携帯電話番号も忘れずに記入してください。
- (4) 交付要綱の要件に該当しているか必ず確認してください。
- (5) 補助金手続きの公平性を図るため、申請の事前申し込み、予約はできません。
- (6) 申請書様式については、沼田市ホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.city.numata.gunma.jp/life/suido/gesui/1002552.html>)
- (7) 申請窓口で確認しながら記入する項目がある場合は、職員が不在となる場合がありますので事前に電話で訪問予約を取るようしてください。
- (8) 申請内容、添付書類などに不備がある場合は、申請書をお返しします。
この場合は、受付されたことにはなりませんので、ご注意ください。
- (9) 添付する書類の署名・捺印については必ず本人が行い、各書類とも印影が鮮明なものを添付してください。
- (10) 記入漏れ、添付書類の漏れが無いのか提出書類一覧表で確認してください。

③ 着工前立会

- (1) 浄化槽設置場所において、浄化槽設備士と沼田市役所上下水道整備課担当との立会いにより、申請内容を確認します。
- (2) 立会いの必要が無いと判断した場合は、書類及び聞き取りによりこれに代える場合があります。

④ 変更申請

- (1) 申請内容に変更がある場合には、遅滞無く提出し承認を受けてください。
未承認の事業内容を進めることはできないので注意してください。
- (2) 事業完了予定日が遅れる場合は、当初の事業完了予定日までに変更申請し承認を受けてください。完了予定日以降（事後）の変更は不交付となります。

- (3) 浄化槽本体、基礎の工法、放流先、施工業者及び浄化槽設備士が変更となる場合、変更に伴うすべての書類提出とその承認が必要になります。必要書類については、上下水道整備課下水道係にお問い合わせ下さい。
- (4) 当該年度の3月20日までに事業が完了し実績報告書の提出ができないと思われる場合は、事業の中止及び廃止の申請をしてください。
- (5) 事業を新規設置から転換設置に変更する場合、また転換設置から新規設置に変更する場合は、事業の廃止申請を行った後に再申請する必要があります。

⑤ 実績報告

提出書類一覧表（提出部数1部）

No.	項目	注意事項
1	実績報告書	必要事項を記入
2	収支決算書 (宅内配管補助を受ける場合) 領収書及び請求書の写し	浄化槽工事と宅内配管工事(材料費、設置工事)の別が分かるもの。(※宅内配管費補助金を申請した場合)
3	浄化槽保守点検及び清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類	印刷が鮮明なもの
4	浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し	(公財)群馬県環境検査事業団に検査料を支払いした証明が添付されているものの写し
5	設置工事施工管理確認書	日付、設備士の押印があるか
6	施工状況を証する工事写真 写真撮影チェックリスト	設置工事施工管理確認書中の撮影項目、浄化槽工事写真の撮り方(例)及び写真撮影チェックリストに合わせて撮影したもの 写真や現地で確認できない部分は不交付となる場合があります
7	浄化槽使用開始届出書の写し	転換設置の場合
8	浄化槽使用廃止届出書の写し	単独処理浄化槽からの転換設置の場合
9	廃材処理伝票の写し	転換設置で既設単独処理浄化槽・くみ取り槽を撤去した場合(マニフェスト等)
10	補助金交付請求書	振込先金融機関の口座名義(フリガナ)、口座番号・種類等が正確に記入されているか

- (1) 実績報告書は、工事完了後30日以内(年度末にかかる場合は3月20日まで)に提出し、当該年度内に完了検査を受けてください。
- (2) 記入漏れ、添付書類の漏れが無いか提出書類一覧表で確認してください。
- (3) 書類の不備や提出期限を過ぎた場合、補助金の取消しになりますので注意してください。

⑥ 検査

- (1) 実績報告書受領後に検査日を指定し、現地にて浄化槽設備士と沼田市役所上下水道整備課担当との立会いにより実施いたします。
- (2) 実績報告書の審査並びに現地確認により浄化槽設置の成果が、交付決定等の内容に適合しているかを検査します。
- (3) 現地では排水の流れ、柵・ブローア・浄化槽の設置状況、放流先などを確認します。(バケツ1杯程度の水を用意して下さい)
- (4) 現地検査では宅地内に入りますので、事前に施主へ了解を得ておいて下さい。

⑦ 補助金交付

- (1) 検査合格後、補助金額確定通知書を送付し、請求書の口座に補助金の振込をいたします。
- (2) 補助金の支払いについては、検査後約1ヶ月以内の予定です。
- (3) 請求書の記載事項（フリガナ、口座種類、口座番号等）に誤りがあると、支払い手続きが出来ませんので、内容を十分に確認の上、提出してください。

⑧ 維持管理

(1) 浄化槽保守点検について

- ① 浄化槽保守点検業者は、利根沼田環境森林事務所管内の**沼田市営業区域**に登録されている業者以外と契約はできません。詳細については、群馬県ホームページに掲載されている浄化槽保守点検業者名簿一覧をご覧ください。

(<http://www.pref.gunma.jp/04/e1610087.html>)

(<http://www.pref.gunma.jp/contents/100002004.pdf>)

○維持管理の問合せ先（設置後の維持管理の相談など）
群馬県 利根沼田環境森林事務所 総務環境係 沼田市薄根町4 4 1 2 番地 電話 0278-22-4481

(2) 法定検査（7条検査）について

浄化槽を設置した方は、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に、法定検査（7条検査）を受検することが浄化槽法第7条により義務づけられています。

浄化槽の工事が適切に行われて、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを確認するための検査で群馬県知事が指定した検査機関が行います。

(3) 法定検査（11条検査）について

浄化槽を使用している方は、専門業者等による保守点検や清掃を実施していても、法定検査（11条検査）を毎年1回、受検することが浄化槽法第11条により義務づけられています。

浄化槽が日頃、適正に維持管理され、正常に機能しているかを確認するための検査で、群馬県知事が指定した検査機関が行います。

検査手数料等、詳細については、群馬県のホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.gunma.jp/04/e1610079.html>)

※補助金を受けるために誓約した条件でもありますので必ず検査を受けてください。

○検査の問合せ先（法定検査の申し込み、検査日の相談など）
公益財団法人 群馬県環境検査事業団 前橋市元総社町1 1 2 0 - 1 電話 027-280-5222

3 その他

(1) 浄化槽仕様書、浄化槽設置届出

補助金申請に関係なく、浄化槽を設置する際には必ず届出が必要です。また、審査期間が10日間であるため、工事着手予定日から届出書の提出まで10日間以上必要になるので注意してください。

① 浄化槽仕様書

建築確認申請が必要な建物の場合は、浄化槽仕様書の提出が必要になります。提出機関は、確認申請を提出したところと同じになります。

② 浄化槽設置届出

(a) 建築確認申請が必要ない物件又は区域の場合、設置届出書の提出が必要になります。審査は、初めに沼田市役所上下水道整備課、次に建物の種類及び地域によって沼田土木事務所又は沼田市役所建築住宅課の順番となります。

(b) 算出された浄化槽の人槽を実情に合わせて変更したい場合は、建物の種類及び場所に依りて群馬県沼田土木事務所、沼田市役所建築住宅課で事前協議を行ってください。

(例：建物面積が130m²以上であり7人槽を設置する必要があるが、高齢のひとり暮らしのため、5人槽を設置することが使用上や維持管理等で有利な場合。)

○人槽の問合せ先(人槽の算定方法の相談など)	
群馬県 沼田土木事務所 建築係 (群馬県利根沼田振興局5F) 沼田市薄根町4 4 1 2 番地 電話 0278-24-5511	沼田市役所 建築住宅課 建築指導係 (沼田市役所テラス4F) 沼田市下之町8 8 8 番地 電話 0278-23-2111

(2) エコ補助金

転換設置については、別途申請によりエコ補助金が受けられる場合があります。詳細については、沼田市役所上下水道整備課に確認下さい。

4 浄化槽工事写真の撮影方法

工事写真については、着工前立会時に配布する「浄化槽工事写真の撮り方(例)」
「写真撮影チェックリスト」を確認し、撮影・整理をして下さい。

提出時に写真が不足していると補助金が交付されない場合がありますので、ご注意ください。工事前に必ず必要な写真の確認をお願いします。

5 既製底盤コンクリート（PC板）の使用について

(1) 申請について

工事施工において、既製底板コンクリート（PC板）を使用する場合は、申請時に別途次の書類を合わせて提出する必要があります。

- ・既製底板コンクリート（PC板）使用申請書（※様式は別紙申請書内）
- ・PC板の仕様書
（厚さ100mm以上、浄化槽の底版以上の寸法、D10@200以上の鉄筋量が分かるもの）
- ・構造計算書（一般的な土質のもの）及び構造図
- ・製品の材料証明書、試験成績書（セメント、骨材、鋼材等）

(2) 施工について

- ・基礎工事については、従前同様の工事を必要とし、沈下及び変形が生じない適切な施工を行って下さい。
- ・工事基準は、従来通り国土交通省令、環境省令の定めるとおりとして下さい。
- ・写真撮影時には、PC板全体の寸法及び板厚が確認できる写真、設置後に水平確認を行っている写真、製造番号が確認できる写真を撮影し、提出して下さい。

(3) 実績報告について

実績報告時の工事写真には、PC板を据え付けたことがわかる上記の写真を必ず提出して下さい。

○浄化槽補助金・浄化槽設置届の問合せ先

沼田市役所 上下水道整備課 下水道係

沼田市下之町888番地

(テラス沼田4階)

電話 0278-23-2111